

平成31年度研修計画の留意点

平成30年12月

- 1 基本法制研修は選択制なので、第1部課程（本研修）のみの受講の場合、研修期間は約10週間です。従来の第2部課程と比較しても研修期間が短くなっていますので、積極的な受講をお勧めします。
- 2 第2部課程を受講する場合でも、基本法制の習熟を望まれる場合は基本法制研修Aの受講をお勧めします。
 - ※ 秋以降を目途に、基本法制研修Bの動画配信の試行を検討予定です。
- 3 中核市については、その地方公共団体として担う事務に応じて、原則として第1部課程を受講してください。
- 4 税務専門課程会計コースについては、修了試験の合格により税理士試験の一部が免除され、必要な税務事務経験年数を満たすと税理士試験全て免除されて税理士となる資格が得られる特別なコースですので、積極的な受講をお勧めします。